

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（ 2 0 2 4 年度）

住 所 千葉県浦安市千鳥 1 2 - 5

事業者名 東京ベイシティ交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 考一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（ 1 ）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ノンステップバス	ワンステップバスからノンステップバスへの代替を進める。	ワンステップからノンステップへの代替を6両実施

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
-	-	-

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
①行先表示機の視認性向上 ②乗務員対応	①2020年度以降に導入する新車において、LED行先表示器の表示色を白色に統一し、視認性を高める。 ②全乗務員車椅子対応の研修を受講している。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バスロケーションシステム	①路線検索アプリ「もくいく」とバスロケーションシステムを連携し、接近情報表示の際にノンステップバスかワンステップバスかの識別を可能としている。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員教育	新人研修のカリキュラムに車椅子対応について組み込まれている。他の乗務員へは年に1回、車椅子等の乗降及び高齢者・妊婦疑似体験キットを使用した教育を実施する。	車椅子対応教育及び高齢者・妊婦疑似体験キット研修実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
①ポスター掲出 ②車内運賃表示器	①国土交通省が作成したポスターを車内まど上にて掲出する他、路線バス全車両に床面注意喚起ロゴマットを施し、車内事故注意等の啓発を行っている。 ②車内表示器にて優先席案内を掲示し啓発を行っている。	実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

当社へのメールや電話等によるお客様からのご意見のほか、定期券発売に関する業務委託先と定期的な情報共有を行い、窓口に寄せられるお客様の声を反映させている。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページを通じて公表する。

(4) その他

高齢者・障害者等を含む車内事故撲滅を図るため、停車場発進時に「+2秒の着座確認」を励行している。

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2 0 2 5 年 3 月 31 日 現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備え たもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えたも の	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	131	116	102	14	0			15	15				0		
年度内に 供用を開 始した車 両数	15	15	13	0	0			2	2				0		
年度内に 供用を廃 止した車 両数	12	12	4	6	0			2	2				0		
年度末車 両数	134	119	111	8	0			15	15				0		

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

(1) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が 1000 万人以上である。	○
(2) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が 100 万人以上 1000 万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50 % 以上所有しているか、又は自社に対し 50 % 以上出資している中小企業者である。	

(第 6 号 様 式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち 2 及び 3 に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第 37 条第 2 項第 2 号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 43 条第 1 項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち 5 に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. III については、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が 300 人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。